

お知らせ

3月11日に発生した東北地方太平洋地震及びその後の余震によって滅失又は破損した住宅について、建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合の建築基準法に基づく確認申請、中間検査申請又は完了検査申請に伴う手数料については、茨城県建築基準法等施行細則第3条の2の規定により免除することとします。（確認申請に係る構造適合判定手数料を除く。）※ただし、県の機関に申請する場合があります。

◎確認申請等の手続きについては、建築士事務所等の専門家に相談して下さい。

手数料が免除される建物は、住宅（住宅が事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるものである場合は、当該兼ねる部分の延べ面積が当該住宅の延べ面積の2分の1未満であるものに限る。）で、当該災害を受けた日から起算して1年以内にその工事に着手するものです。

手数料の免除を受けるにあたっては、確認申請書、完了検査申請書又は中間検査申請書を提出する際に、災害を受けたことを証する書類（市町村長が発行したり災証明書）を添えて、建築物（建築設備、工作物）確認（完了検査、中間検査）申請手数料免除申請書（様式第2号）を提出下さい。

【問い合わせ先】

※水戸市、日立市、土浦市、古河市、高萩市、北茨城市、取手市、つくば市、ひたちなか市内の建築物については、各市の建築基準法担当課に直接お問い合わせ下さい。

所管部署	TEL
茨城県土木部都市局建築指導課	029-301-4727
県民センター総室県央建築指導室	029-301-4784
県北県民センター建築指導課	0294-80-3344
鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4113
県南県民センター建築指導課	029-822-8519
県西県民センター建築指導課	0296-24-9149